

令和6年度 青森県・つがる市 連携融資制度

青森県では、事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者を対象に、青森県特別保証融資制度を実施しています。

つがる市は、この制度の利用者で一定の要件を満たしている方に対し、青森県信用保証協会を通して信用保証料の補助を行います。

補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ① 現に企業を営む者又はこれから創業する者で、市内に事業所を有する中小企業者
- ② 市税等に滞納がない方
- ③ 青森県特別保証融資制度（次のいずれかの資金）により融資を受けた方
 - ・青森県「青森新時代」への架け橋資金
 - ・青森県経営安定化サポート資金
 - ・青森県事業活動応援資金
 - ・青森県伴走支援型借換資金

補助内容

次のいずれかの補助をします。

- ① 信用保証料の10分の4を補助します。
- ② 「青森新時代」への架け橋資金「県内で中小企業者として創業する事業」のうち融資額1,000万円以内のもの、「金融機関提案枠」のうち借入金が1,000万円を超え、5,000万円までの設備資金、青森県経営安定化サポート資金「災害枠」については、県による補助後の全額を補助します。「災害枠」のうち県による補助がないものは市が全額を補助します。

ただし、「青森新時代」への架け橋資金「県内で中小企業者として創業する事業」に係る「スタートアップ創出促進保証」及び「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合における信用保証料の上乗せ分に相当する額は対象外とします。

（補助金は「つがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則」に基づき、青森県信用保証協会に交付します。）

実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県特別保証融資制度を利用することは可能です。）

お問い合わせ先

- つがる市商工労政課 電話 0173-42-2111
- 信用保証料補給金申請に関すること
青森県信用保証協会 五所川原支所 電話 0173-35-4121
- 青森県特別保証融資制度に関すること
青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話 017-734-9368 (直)

<連携融資制度に関するQ&A>

Q1. 一企業が、補助対象となる複数の資金を利用した場合、それぞれで信用保証料の補助を受けることは可能ですか？

A1. できます。一企業が同一年度内に補助対象となる複数の資金を利用した場合は、それぞれの資金について、補助割合に応じて信用保証料を補助します。

Q2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A2. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(※)の融資担当窓口へお申込みください。また、保証料の補助については、融資を受けた後、「つがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則」の規定により、青森県信用保証協会に必要書類を提出して、つがる市商工労政課へ交付申請を行ってください。(青森県信用保証協会を経由して交付申請できます。)

(※) 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(順不同)

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会